

鳥取県告示第 949 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市寺谷字石坂平184の3、184の4、184の44、184の53、184の56、大谷字大寺前390から392まで、410、字坂根谷938、939、942、943、950、字水上982の2、字後口谷1025、1026

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寺谷字石坂平184の4（次の図に示す部分に限る。）、大谷字大寺前390から392まで、410、字坂根谷938、939、942、943、950、字水上982の2、字後口谷1025、1026

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岡字牧谷47の1、字清水坂55の3、55の4、56の1、56の4、57の1、棕波字八重森76の1、寺谷字石坂平187、188、上大立字坂ノ谷204、服部字堂坂304の1、福本字向山364の9、河来見字北平431の1、431の6、大谷字飯野737、三江字王子野832、字小坂ノ上907の2、908、字菅ヶ谷1101の1、1101の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）